

飯山市情報通信施設条例(抜粋)

〔前略〕

第5章 放送番組審議会

(審議会の設置)

第21条 市長は、情報通信施設の放送するテレビジョン番組(以下「放送番組」という。)の適正化を図るための諮問機関として、放送法第6条の規定により、飯山市放送番組審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問及び答申事項等)

第22条 審議会は、次の各号に掲げる事項について市長の諮問に応じて調査審議し、市長に答申する。

- (1) 放送番組基準の制定又は改廃に関する事項
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の策定又は変更に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、放送番組の適正化に関する重要事項

2 審議会は、前項の規定により調査審議した前項各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(審議会への報告)

第23条 市長は、次の事項について、審議会へ報告しなければならない。

- (1) 審議会が、市長の諮問に応じた答申又は市長に対して述べた意見について市長が講じた措置の内容
 - (2) 法令の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
 - (3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要
- (放送番組基準等の公表)

第24条 市長は、審議会に関する次の事項をできるだけ多くの視聴者が知ることができる方法により公表する。

- (1) 放送番組基準
- (2) 審議会、市長の諮問に応じた答申又は意見の内容その他審議会の議事の概要
- (3) 審議会が、市長の諮問に応じた答申又は市長に対して述べた意見について市長が講じた措置の内容

(組織)

第25条 審議会は、委員7人以上をもって組織する。

2 委員は、放送番組を視聴できる者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 第21条から前条までに定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は市長が別に定める。

〔以下略〕

飯山市放送番組審議会規程(抜粋)

(目的)

第1条 この訓令は、飯山市情報通信施設条例(平成13年飯山市条例第24号)第21条の規定によ

り飯山市放送番組審議会(以下「審議会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、任期満了後に審議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員総数の過半数の出席によって成立する。

3 審議会は、年2回以上開催する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところに

よる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部事業戦略課が行う。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

〔以下略〕